

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第710号)

平成21年12月10日

横 情 審 答 申 第 710 号

平 成 21 年 12 月 10 日

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長 市川 正 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成20年6月6日泉選管第21号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別紙公開質問書記載の名あて人あてに送付された送付書及びその添付書類のすべて 又、送付書の回議書と送付された日時がわかる文書のすべて」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市泉区選挙管理委員会が、「別紙公開質問書記載の名あて人あてに送付された送付書及びその添付書類のすべて 又、送付書の回議書と送付された日時がわかる文書のすべて」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別紙公開質問書記載の名あて人あてに送付された送付書及びその添付書類のすべて 又、送付書の回議書と送付された日時がわかる文書のすべて」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市泉区選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が平成20年3月26日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報に該当するのは、市民活力推進局総務部市民情報室（以下「市民情報室」という。）から送付された、異議申立人（以下「申立人」という。）からの平成20年2月29日付「横浜市長・担当副市長・市民活力推進局市民情報室・全実施機関・情報公開個人情報審査会および審議会・全市会議員」あて公開質問書（以下「本件公開質問書」という。）を供覧した文書である。
- (2) 実施機関では、市民情報室から送付された本件公開質問書を平成20年3月12日に受領したため、本件請求のあった平成20年3月11日時点においては、公開質問書を受領しておらず、供覧も行っていない。
- (3) したがって、本件の対象となる個人情報は、請求日時点において、保有していないことから、条例第25条第2項に基づき、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のとお

りである。

- (1) 全部開示処分をせよ。
- (2) 決定通知書記載の 4、5 は理由とならない。
- (3) 処分理由書を見て、詳細に述べる。

5 審査会の判断

(1) 本件請求に係る経緯について

本件請求に係る個人情報本人開示請求書には別紙として平成20年2月29日付の申立人名義の公開質問書と題する書面1枚が添付されており、そこには、「横浜市長・担当副市長・市民活力推進局市民情報室・全実施機関・情報公開個人情報審査会および審議会・全市会議員 各位様」とあて名が記載されていた。実施機関の非開示理由説明によれば、市民情報室から実施機関に対して本件公開質問書が送付され、実施機関はそれを平成20年3月12日に受領したとのことであるので、市民情報室に確認したところ、本件公開質問書に係る経緯は次のとおりであった。

ア 平成20年2月29日、本件公開質問書が申立人から都筑区区政推進課に提出された。

イ 都筑区区政推進課は申立人の要請に従って本件公開質問書を市民情報室に送付し、市民情報室は平成20年3月3日にこれを受領した。

ウ 市民情報室では、質問のほとんどが情報公開制度の運用等に係る内容であったことから、質問に対する回答は、情報公開制度に係る事務を主管する市民情報室が行うが、念のため横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条で定める各実施機関に本件公開質問書を送付する方針を決めた。そして、この方針に基づき、平成20年3月7日に、本件公開質問書を各実施機関に送付するための起案を行い、同起案は同年3月11日に決裁となった。

エ 市民情報室では、通常、各実施機関への文書の送付は横浜市役所において庁内文書の配送を担当する中央文書集配所に文書を持ち込むことにより行う。本件公開質問書の送付にあたっては、平成20年3月11日に決裁となった後速やかに送付作業を行ったが、中央文書集配所の受付時間に間に合わなかったことから、平成20年3月11日付の送付文及び本件公開質問書の写しを平成20年3月12日に発送する結果となった。

オ 平成20年3月3日以後、市民情報室は申立人から窓口又は電話で繰り返し本

件公開質問書を名あて人である全実施機関等にするように強く求められたが、その間、3月7日と3月11日に、申立人は全実施機関に対して本件請求と同一内容の個人情報本人開示請求を行った。

カ なお、横浜市長に対する本件請求と同一の請求については、市民情報室が所管課となり、本件公開質問書に係る送付文、本件公開質問書の写し及び決裁文書の開示決定を行った。

(2) 本件個人情報について

個人情報本人開示請求書の記載及び上記の経緯から、本件個人情報は、市民情報室から実施機関に送付された平成20年3月11日付送付文及び本件公開質問書の写し並びにそれらに関し実施機関において供覧又は起案した文書その他本件公開質問書が送付された日時の分かる文書であると解される。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、市民情報室から本件公開質問書を受領したのは開示請求日の後であり、本件請求時点では本件個人情報を取得しておらず保有していなかったため非開示としたと主張している。

イ 実施機関の説明及び上記の経緯を踏まえ、当審査会は、次のとおり判断する。

(ア) 市民情報室に確認した経緯から、実施機関が本件個人情報を本件請求の日である平成20年3月11日の時点では保有していなかったことは明らかであり、本件請求時点では本件個人情報を取得しておらず保有していなかったとする実施機関の主張は是認できる。

(イ) 次に、実施機関は本件公開質問書を平成20年3月12日に受領したとしており、本件処分が行われた平成20年3月26日には少なくとも送付文及び本件公開質問書の写しを保有していたことが認められる。しかし、一般に、本人開示請求に関して行政不服審査の対象となる個人情報は、本人開示請求の時点において実施機関が保有する個人情報であり、また、前記(1)の経緯からしても、本件処分の時点までに新たに保有するに至った個人情報は本件対象個人情報に該当しないとすることは、違法又は不当とはいえない。

(4) 本件処分における理由の付記について

申立人は異議申立書において「決定通知書記載の4、5は理由とならない。」と主張している。しかし、本件処分に関して理由付記の不備は認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年6月6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年6月24日 (第128回第二部会) 平成20年6月26日 (第129回第一部会) 平成20年7月4日 (第61回第三部会)	・諮問の報告
平成20年8月28日 (第130回第一部会)	・審議
平成20年9月11日 (第131回第一部会)	・審議
平成21年9月24日 (第153回第一部会)	・審議
平成21年10月8日 (第154回第一部会)	・審議
平成21年11月12日 (第156回第一部会)	・審議